

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六の三 令二・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	円	区分		国外所得対応分	
					①	②
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		当期の加算	16	円	円
当期の恒久的施設帰属所得金額	3		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)	17		
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額	18		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		貸倒引当金の戻入額	19		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6			20		
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7			21		
当期の調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	8			22		
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	9			23		
法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	10			24		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	11			25		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	12			26		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	13			27		
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	14			28		
	15			29		
				30		
				31		
				32		
				33		
				34		
				35		
				36		
				37		
				38		
				39		
				40		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設帰属地方法人税額の計算 $(44) \times (4.4\% \text{又は} 10.3\%) - ((\text{別表六(五の二)「5の③」}) - (44)) \text{と} 0 \text{のうち多い金額}$ (マイナスの場合は0)	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$	46	
			外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	